中小企業コスト上昇対策支援金交付要領

（趣旨）

第1条　この要領は、中小企業コスト上昇対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、中小企業コスト上昇対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この要領における用語の意義は、要綱において定義する用語の例による。

（売上高又は売上総利益の減少要件の判定及び算定方法）

第3条　要綱第2条第4号に規定する「令和8年3月以降の任意の1か月（以下『対象月』という。）」及び「売上高又は売上総利益（粗利）の減少が前年同月と比較して20%以上減少していること」の算定及び判定方法は、次の各号によるものとする。

（1）対象月は、申請日の属する月の前月までの令和8年3月以降の任意の1か月とする。

（2）比較対象となる前年同月（以下「基準月」という。）は、対象月の前年同月とする。創業により前年同月の実績がない場合は、創業直後の月を基準月とすることができる。なお、農林水産事業者（農業者については、認定新規農業者又は開業届を提出しているものに限る。）は、創業後初めての売上高又は売上総利益（粗利）の実績のあった月を基準月とし、任意の対象月と比較するものとする。

（3）売上高又は売上総利益（粗利）の減少率は、次の数式により算出するものとし、計算結果の小数点第2位を切り捨てるものとする。

$$減少率（\%）＝\frac{基準月の金額－対象月の金額}{基準月の額}\times 100$$

2　前項に規定する売上総利益（粗利）は、売上高から売上原価を控除した額とする。なお、月ごとの厳密な棚卸高（在庫）の把握が困難な場合は、当月の仕入高又は製造原価をそのまま売上原価とみなして算定することを認める。

（暴力団等との密接関係者）

第4条　要綱第2条第7号に規定する「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）暴力団員が事業主又は役員となっている者

（2）実質的に暴力団員がその運営に関与している者

（3）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（4）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（5）暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者

（6）自らの利益を得る等の目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
（7）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付申請書類）
第5条 要綱第4条第1項に規定する申請書及び市長が指定する書類は、次のとおりとする。
（1）中小企業コスト上昇対策支援金交付申請書（第1号様式）
（2）本人確認書類
ア　法人：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行から3か月以内のもの）（写）及び役員等名簿（別紙1）
イ　個人：運転免許証等の写し等の本人確認ができる書類（写）
（3）個人の農林水産事業者以外については、北九州市内に本社、支店、営業所又は工場等の事業所を有していることが確認できる書類（法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）、開業届出書（写）、法人等の設立、事務所・事業所の設置申告書（写）又は営業許可書（写）　等）
（4）暴力団排除に関する誓約書及び同意書（別紙2）
（5）市税の納税証明書（市税の滞納がないことの証明（発行から3か月以内のもの））
（6）コスト上昇状況等確認書（別紙3）
（7）売上高又は売上総利益（粗利）の減少が確認できる書類（別表に定める書類）
（8）振込先口座が確認できる書類（通帳の開いた 1・2 ページ目の写し等）
（9）その他市長が必要と認める書類
2　要綱第4条第2項に規定する電子情報処理組織による申請の場合は、指定する画面上に前項各号の情報を入力し、添付書類の電子データ（PDF、JPEG 等）を送信することにより行うものとする。
3　郵送による申請の場合は、市長が指定する宛先（支援金事務局）へ提出するものとする。

（不備案件の取扱い及び取下げのみなし）
第6条　要綱第7条第1項の規定による補正依頼は、電子メール、書面又は電話等により行うものとする。
2　申請者が理由なく指定期日（通知を発した日から原則14日以内）までに補正又は理由の明示を行わない場合は、要綱第7条第2項の規定に基づき、当該申請を取り下げたものとみなす。

（交付決定及び確定通知等）
第7条　要綱第6条第2項の規定による交付決定の通知は、指定口座への振込をもって代えることができる。ただし、通知を求める者に対しては交付決定通知書（第2号様式）の送付により行うものとする。
2　審査の結果、不交付と決定したときの通知は、不交付決定通知書（第3号様式）により行う

ものとする。

（振込先口座の確認及び不備の取扱い）
第8条　要綱第13条に規定する振込先口座の確認は、第5条1項第8号に規定する書類により行うものとする。
2　申請された口座名義が要綱第13条第1項各号に掲げる要件を満たさない場合（代表者名と口座名義の不一致等）、市長は申請者に対して理由の明示又は口座の補正（差し替え）を求めることができる。
3　前項の求めに対し、申請者が指定する期日までに適切な補正を行わない場合は、第6条第2項の規定を準用し、当該申請を取り下げたものとみなすことができる。

（申請の取下げ）
第9条　申請者は、支援金の交付決定を受ける前までに申請の取下げをしようとするときは、速やかに書面により市長（事務局）に申し出なければならない。

（交付決定の取消し及び返還）
第10条　要綱第8条第1項の規定による交付決定の取消し、又は要綱第9条第1項及び第2項の規定による支援金の返還命令は、交付決定取消通知書兼返還命令書（第4号様式）により行うものとする。

（関係書類の保存期間）
第11条　要綱第11条に規定する関係書類及び帳票類の保存期間は、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間とする。

（現地調査等）
第12条　要綱第12条の規定に基づき現地調査等を行う場合、市長はあらかじめ受給者に対して通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない理由があるときは、事前通知なく現地調査を行うことができる。

（雑則）
第13条　この要領に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則
この要領は、令和8年11月1日から施行する。

別表　第5条関係

売上高又は売上総利益（粗利）の減少が確認できる書類

申請者区分	基準月の確認書類	対象月の確認書類
法人	・基準月が含まれる確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書（1・2面）の写し ・基準月の売上台帳、月次損益計算書、試算表等の写し	・対象月の売上台帳、月次損益計算書、試算表等の写し
個人事業主（青色申告）（注）	・前年分の確定申告書第一表の写し ・所得税青色申告決算書（1・2面）の写し ・基準月の売上台帳、帳簿等の写し	・対象月の売上台帳、帳簿等の写し
個人事業主（白色申告）（注）	・前年分の確定申告書第一表の写し ・収支内訳書（1・2 面）の写し ・基準月の売上台帳、帳簿等の写し	・対象月の売上台帳、帳簿等の写し

（注）農林水産事業者については、次に掲げるものを要件とする。

・農業者及び畜産業者：「農業所得用」であること。

・漁業者：業種欄が「漁業」となっていること。

・林業者：業種欄が「林業」または「林業に類する業種」となっていること。

※確定申告書等については、税務署の受取印（電子申告の場合は受信通知等）が確認できるものに限る。

※白色申告者で月別の売上高・粗利が確認困難な場合は、年額を12で除した月平均と比較することを原則とする。ただし、月別の実額が確認できる資料を添付した場合は実額比較を認める。